

## 緊急時の連絡体制整備

(平常時・災害警戒時にかかる連絡体制時の確保)

【備える】

### 【内容】

災害発生や農業水利施設の事故発生時における連絡体制および連絡系統の整備

#### ○連絡体制表に掲載する内容の例

##### ①土地改良区関係者

理事長等の役員、職員連絡先

##### ②農業水利施設

ダム、頭首工、揚排水機場、事務所等の連絡先

##### ③関係機関

県（田園振興課、土木事務所、環境事務所）、市町（農業関係担当課、土木関係担当課）、淀川水系土地改良調査管理事務所（国営事業関係土地改良区）

##### ④その他関係機関

労働基準監督署、警察署、消防署、救急病院、関西電力

##### ⑤各設備関係業者

電気設備、ポンプ設備、水管理施設施工業者およびメンテナンス業者  
電気主任技術者

##### ⑥工事施工業者

軽微な補修工事等臨機に対応してくれる協力業者

##### ⑦維持補修資材業者

施設の補修資材の業者等

##### ⑧休日・夜間緊急連絡先

特にポンプ設備、電気関係の24時間対応連絡先

### 【特記事項】

- ・連絡系統を確立し、遅滞なく連絡が届くように工夫が必要
- ・「軽微な事故」「重大な事故」連絡系統を区分している事例もあり。  
軽微な事故……漏水等によるポンプ停止  
重大な事故……人身事故、機器損傷、長期のポンプ停止
- ・通水トラブルに特化した緊急連絡体制を作成している事例もあり。  
耕作者が通水トラブルに気付いた場合において、耕作者から誰に通報するか、受けた方は次にどこにつなげばいいのかが、系統立てて作成されている。  
また、平日休日に分けて作成して各農家へ配布されている。

### 【効果】

- ・緊急時の連絡体制を整備することにより、各自の役割分担が明確となり、何事に関しても組織的に対応することができる。
- ・連絡系統を確立することにより、より迅速に対応が可能となる。